

議案第 65 号

橋本市民生委員推薦会条例の一部を改正する条例について

橋本市民生委員推薦会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市民生委員推薦会条例の一部を改正する条例

橋本市民生委員推薦会条例(平成 26 年橋本市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(組織及び委員) 第 3 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 民生委員 (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者 (3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (4) 教育に関係のある者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 学識経験のある者 3・4 略	(組織及び委員) 第 3 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市議会議員 (2) 民生委員 (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者 (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (5) 教育に関係のある者 (6) 関係行政機関の職員 (7) 学識経験のある者 3・4 略	

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。